

議案第49号

入間市手数料条例等の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和4年8月30日提出

入間市長 杉 島 理一郎

提 案 理 由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅維持保全計画認定申請等の手数料を定めるとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

入間市手数料条例等の一部を改正する条例

(入間市手数料条例の一部改正)

第1条 入間市手数料条例(昭和42年条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表36の項事務の種類欄中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表45の項事務の種類欄中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表48の項事務の種類欄中「第5項」を「第7項」に、「長期優良住宅建築等計画の認定の」を「長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の」に、「長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等の認定申請手数料」に改め、同項金額の欄第1号中「長期優良住宅建築等計画に関する」を削り、同号ア中「増

築又は改築の場合 13,000円」を「増築又は改築の場合 13,000円
建築を伴わない場合 13,000円」に改め、

同号イ中「増築又は改築の場合 25,000円」を

「増築又は改築の場合 25,000円
建築を伴わない場合 25,000円」に改め、同欄第2号ア中「増築又は改築の場合

85,000円」を「増築又は改築の場合 85,000円
建築を伴わない場合 85,000円」に改め、同号イ中「増築

又は改築の場合 194,000円」を「増築又は改築の場合 194,000円
建築を伴わない場合 194,000円」に改

め、同表49の項事務の種類欄中「長期優良住宅建築等計画の変更の認定」を「長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定」に、「長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等の変更認定申請手数料」に改め、同項金額の欄第1号中「変更後の長期優良住宅建築等計画に関する」を削る。

(入間市手数料条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 入間市手数料条例の一部を改正する条例(令和3年条例第26号)の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第1条中別表36の項及び45の項の改正規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年2月20日から施行する。